

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から同年9月まで

毎月、未亡人会の会員の自宅で集会（お座）があり、その時に有線電話料や郵便局の簡易保険料等と一緒に国民年金保険料を現金で手渡していた。都合で行けないときは、後から役員が自宅に集金に来てくれていた。同居していた家族で国民年金の保険料を納めていたのは私だけである。一緒に納付していた人は多くいるが、誰が何のお金を納めていたかは分からないし、当時の未亡人会会長をはじめ、同会の会員は全員亡くなっている。申立期間の国民年金の再加入手続については覚えていないが、当時の家計簿に国民年金の保険料を納めていた記載があるので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間を含む昭和43年5月から同年11月までの家計簿は、その記載内容等から見て、申立期間当時に作成されたものと認められ、当該家計簿には、国民年金保険料と有線電話料金等を合計した金額が記載されている月と国民年金保険料のみの金額が記載されている月があるが、国民年金保険料のみの金額が記載されている月は当時の保険料額と一致しており、毎月、国民年金保険料の記載が確認できることから、当該家計簿の記載内容は基本的に信用でき、毎月継続して、国民年金の保険料を納付していたものと考えられる。

また、申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 20 年 4 月 2 日から同年 7 月 5 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（申立期間当時は B 社、後に C 社）における資格取得日に係る記録を同年 4 月 2 日に、資格喪失日に係る記録を同年 7 月 5 日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を 50 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 4 月頃から同年 7 月 5 日まで
② 昭和 20 年 10 月頃から 24 年 1 月頃まで

申立期間①について、私は、Dでの鉄工関係の仕事を辞めた後、帰省して家事を手伝っていたところ、鉄工関係の仕事の経験があることから、理髪店の紹介で、昭和 20 年 4 月頃から B 社鉄工部において働くようになり、同年 7 月、E 空襲があった日に召集令状が届いたことから、同社を退職した。その間の厚生年金保険の被保険者記録が無いが、同社は、大きな会社であり、厚生年金保険の保険料も引かれていたと考えられるので調べてほしい。

申立期間②について、私が終戦後帰省した昭和 20 年 9 月頃には、山間部における電気の普及工事が始まっており、人手がいるということで、同年 10 月頃から F で働くようになり、その後、同事業所が 24 年 1 月頃に会社都合で廃業するまでの、3 年余り勤務していたにもかかわらず、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の主張する B 社の設立の経緯及び同社の業務内容等は、具体的かつ詳細である上、申立期間当時、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚で供述の得られた複数の同僚は、いずれ

も申立人を覚えていないものの、同社における業務内容に関する供述は申立人の主張と一致し、工場長をはじめとする同僚の氏名に関する申立人の主張は、当該同僚の供述及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる同僚等の氏名とおおむね一致している。

また、B社における申立人の勤務期間については、申立人の妹は、「兄が同社で働き始めた頃、兄は合い物の作業着を着ていたと思う。その後、3か月くらいしてE空襲があった日の夜中に赤紙が来て徴兵された。」と供述しており、当該供述内容は、申立人の勤務期間に関する主張と一致している。

さらに、前述の同僚の一人は、「昭和20年の天皇誕生日は、物が無かったため、工場で特別の祝いは行われなかった。」と供述しているところ、当該供述内容は、申立人の主張と一致していることから、申立人は、同年4月29日には、既にB社で勤務していたと考えられるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年4月2日に多数の同僚が厚生年金保険被保険者資格を取得していることを併せて判断すると、申立人は、同年4月2日から同年7月4日までの期間に同社で勤務していたことが推認できる。

加えて、前述の供述を得られた複数の同僚全員が、いずれも「B社における勤務期間と同社に係る厚生年金保険被保険者期間は一致している。」旨供述している上、そのうちの一人は、「申立期間当時の社会保険事務担当者は、従業員が入社したらすぐに社会保険の加入手続を行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月2日から同年7月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立期間当時の申立人と同年代の同僚の標準報酬月額の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時のB社の事業主は、死亡しているものとみられ、同社の後継会社は、既に解散手続に入っており、その事業主も連絡先不明であることから、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の取扱いに関する供述及び関連資料を得ることはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、「Fでは、終戦後の昭和20年10月頃から24年1月頃まで3年余り勤務していた。」と主張しているところ、申立人が氏名を記憶している同僚の供述から、申立人がFという名称の事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所索引名簿においてFという名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認できない。

また、申立期間当時のFの事業主の孫は、「同事業所を始めた祖父及び同事業所で働いていたはずの父も、同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことから、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、従業員も厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、前述の同僚は、「申立期間当時のFは、厚生年金保険には加入していなかった。昭和29年頃に同事業所の事業主が、別事業所であるG社を始め、私は同社でも勤務していたが、入社してしばらくしてから、厚生年金保険に加入したことを覚えている。」と供述している上、当該同僚もFに係る厚生年金保険被保険者記録は無い。

加えて、申立期間当時のFの事業主は、既に死亡しており、前述の事業主の孫は、「同事業所に関する関連資料は無い。」旨の回答をしていることから、申立期間当時の同事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（平成 17 年 12 月 9 日は 58 万円、18 年 3 月 28 日は 50 万円、同年 12 月 5 日は 60 万円、19 年 4 月 5 日は 50 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 17 年 12 月 9 日は 58 万円に、18 年 3 月 28 日は 50 万円に、同年 12 月 5 日は 60 万円に、19 年 4 月 5 日は 50 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 9 日
② 平成 18 年 3 月 28 日
③ 平成 18 年 12 月 5 日
④ 平成 19 年 4 月 5 日

毎年、年 2 回の賞与と 1 回の手当が支給され、それぞれ厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間における標準賞与額に関する記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された給与台帳及び賞与一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成 17 年 12 月 9 日は 58 万円、18 年 3 月 28 日は 50 万円、同年 12 月 5 日は 60 万円、19 年 4 月 5 日は 50 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 17 年 12 月 9 日、18 年 3 月 28 日、同年 12 月 5 日及び 19 年 4 月 5 日の標準賞与額に基づく保険料

について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川厚生年金 事案 710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（平成 17 年 12 月 9 日及び 18 年 12 月 5 日は 18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 17 年 12 月 9 日及び 18 年 12 月 5 日は 18 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 9 日
② 平成 18 年 12 月 5 日

毎年、年 2 回の賞与が支給され、それぞれ厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間における標準賞与額に関する記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された給与支払明細書の控えにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成 17 年 12 月 9 日及び 18 年 12 月 5 日は 18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 17 年 12 月 9 日及び 18 年 12 月 5 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（平成 17 年 12 月 9 日は 80 万円、18 年 3 月 28 日は 50 万円、同年 12 月 5 日は 80 万円、19 年 4 月 5 日は 60 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 17 年 12 月 9 日は 80 万円に、18 年 3 月 28 日は 50 万円に、同年 12 月 5 日は 80 万円に、19 年 4 月 5 日は 60 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 9 日
② 平成 18 年 3 月 28 日
③ 平成 18 年 12 月 5 日
④ 平成 19 年 4 月 5 日

毎年、年 2 回の賞与と 1 回の手当が支給され、それぞれ厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間における標準賞与額に関する記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された給与台帳及び賞与一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成 17 年 12 月 9 日は 80 万円、18 年 3 月 28 日は 50 万円、同年 12 月 5 日は 80 万円、19 年 4 月 5 日は 60 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 17 年 12 月 9 日、18 年 3 月 28 日、同年 12 月 5 日及び 19 年 4 月 5 日の標準賞与額に基づく保険料

について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（平成 17 年 12 月 9 日は 27 万円、18 年 12 月 5 日は 25 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 17 年 12 月 9 日は 27 万円に、18 年 12 月 5 日は 25 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 9 日
② 平成 18 年 12 月 5 日

毎年、年 2 回の賞与が支給され、それぞれ厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間における標準賞与額に関する記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された給与支払明細書の控えにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成 17 年 12 月 9 日は 27 万円、18 年 12 月 5 日は 25 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 17 年 12 月 9 日及び 18 年 12 月 5 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和20年9月19日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年9月19日まで

社会保険事務所(当時)でA社での在籍期間について、厚生年金保険の加入記録の照会を行ったところ、申立期間について、加入している事実が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、昭和19年4月にA社へ入社し、同社のB製作所の工場で板金作業を行っていた。20年4月以降もそれまでと同じ仕事をしており、同年7月*日のB空襲により同工場が焼失してからは、B市郊外にあった作業場での業務や同工場の焼け跡の整理業務に従事し、終戦を経て同年9月頃まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B製作所において、昭和20年9月頃まで継続して勤務していた。」と主張しているところ、オンライン記録では同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされている。

しかしながら、申立期間におけるA社の複数の同僚が、「申立人は昭和20年4月1日以降も同社B製作所の板金作業を行う部署で勤務していた。同年7月*日のB空襲後は、多くの従業員が工場の焼け跡の整理業務や工場の疎開先であったB市郊外等の作業場での業務に従事しており、また、同社B製作所は軍需工場であり従業員の意思により退社できる自由もなかったため、申立人も終戦後まで当該業務に従事していたはずである。」旨の供述をして

いる上、当該同僚の「同年8月15日の勤務時間中に、玉音放送や上司の話で終戦を知った。しかし、終戦後も同年9月頃までは、同社での業務を継続して行っていた。」旨の供述においても、申立人の同社における勤務状況についての主張と一致していることから、申立人が、申立期間において同社で継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の同僚のうちの一を含む複数の同僚は、「終戦後、昭和20年9月頃に事業所閉鎖の知らせとともに最後の給与支給があり、その際に厚生年金保険被保険者証をもらった。」等、申立期間においても当該給与からの保険料控除があったことをうかがわせる旨の供述をしている上、当該同僚のA社におけるオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社が適用事業所ではなくなった日である同年9月19日と記録されている。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

一方、申立人より1年早く入社した同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳上の資格取得日が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の資格取得日と相違している上、同台帳には「20年8月1日焼失、32年6月1日認定」の記載があることから、同名簿及び同台帳は、従前のものが焼失等したことにより復元されたものであると推認できる。しかし、同名簿において、申立人及び申立人と同期入社の同僚を含む多数の者の資格喪失日の記載が無い上、申立人及び複数の同僚に係る同台帳には、同社の名称変更前の事業所名が記載された被保険者記録の記載があるものの、同台帳上に、同名簿に記載のある昭和19年12月の改定における標準報酬月額記録が無いこと、一部の同僚に係る同社での被保険者期間に係る同台帳が無いことなどから判断すると、同名簿が完全に復元されているとは考え難い。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失等した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、終戦後まで勤務していた他の同僚の資格喪失日が昭和20年9月19日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年1月1日から19年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、18年1月から同年11月までは32万円、同年12月から19年10月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年11月1日から20年10月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、19年11月から20年9月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月1日から20年10月1日まで
ねんきん特別便を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は、実際に支払われていた給与より低い額となっているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年1月1日から20年10月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用

する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年1月1日から19年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年11月1日から20年10月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成18年1月1日から19年11月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書等によると、18年1月から同年11月までは標準報酬月額32万円、同年12月から19年10月までは同報酬月額38万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成20年10月21日に適用事業所に該当しなくなっており、事業主から回答が得られないものの、18年1月から19年10月までの期間について、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）の記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年11月1日から20年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、11万8,000円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成19年11月から20年9月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和49年3月31日まで在籍していたので、厚生年金保険の資格喪失日は同年4月1日のはずである。同年3月の同保険の記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、B社管理本部長発行の申立人に係るA社における入社及び退職日に関する証明書の写し並びにB社から提出された申立人に係る社員台帳の写しに記載されている退職日は、昭和49年3月31日とされていることから、申立人は同日までA社で勤務していたことが認められる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険整理番号の前後各100人（計200人）についての資格喪失日を確認したところ、申立期間頃に資格喪失した者は申立人を含み6人いるが、そのうち申立人と同じ昭和49年3月31日に資格喪失している3人のうち、連絡が取れた1人は、「私の退職日も49年3月31日だった。退職日の翌日が資格喪失日となることからすれば、おかしいことである。3月分の保険料も控除されていたのではないか。」と供述している上、B社人事グループ担当者は、「当時の賃金台帳及び社会保険関係書類は無く、詳細は不明であるが、資格喪失日が退職日の翌日であることは認識している。申立人の退職日が49年3月31日であることから、一般的に考えると、同日を資格喪失日として届け出

るということは考え難いが、誤って退職日を資格喪失日として届け出た可能性も考えられなくはない。」と回答している。

さらに、前述のとおり、申立人と時期を前後して厚生年金保険の被保険者資格を取得した 200 人のうち、月末日に資格喪失している者は 3 人である一方、月初日に資格喪失している者が 157 人いることが確認でき、当該事業所は月末退職者については、翌月 1 日を資格喪失日として届け出、当該退職日の属する月の厚生年金保険料を控除する取扱いを行っていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 49 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の関係書類が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 49 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与について、100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成19年8月10日及び20年7月31日の標準賞与額に係る記録を100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日
② 平成20年7月31日

申立期間にA社において支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、同社は当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。申立期間の賞与明細書を見ると、賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、平成19年8月10日及び20年7月31日に支給された賞与において、100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年8月10日及び20年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川国民年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る保険料納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

昭和 38 年 1 月に結婚して間もなく、市役所から国民年金のことで近隣の集会場に来るよう通知があり、集会場で担当者から「今なら、遡って全ての期間の国民年金保険料を納付することができる。」と言われたので、納付する旨を伝え、納付金額を記入した用紙をもらい自宅に帰った。後日、夫とともに市役所に出向き、夫が保険料を遡って納付した。納付した保険料額は数千円だったと思う。その後の保険料納付は全て夫が行っていたので、どのようにしていたかは知らない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 1 月頃に国民年金加入手続を行ったと主張しているところ、申立人は 37 年 12 月 20 日に A 市に転入したことが住民票から確認できることから、同年 12 月から 38 年 12 月までの期間に係る同市の国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、申立人が当該期間中に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた形跡は確認できず、同手帳記号番号払出簿によると、44 年 4 月頃に同手帳記号番号の払出しを受けたことが確認できるのみであり、ほかに申立期間に加入手続をしたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A 市の被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直後の昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料を同年 12 月 19 日にまとめて納付していることは確認できるものの、申立人が加入手続をしたと主張する 38 年 1 月頃以降に保険料を納付したことは確認できない上、保険料を納付したとする申立人の夫は死亡しているため、保険料納付等に関する供述を得る

ことはできず、申立期間に係る納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から53年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る保険料納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

私自身はA町で住民登録をしながら、各地に出向いて仕事をしており、国民年金加入手続及び保険料納付に関わっていないが、申立期間について、母が私の国民年金の加入手続をし、婚姻前については母が、昭和47年12月の婚姻後については妻が、それぞれ地区の集金で保険料を納付していた。

母は、国民年金保険料の集金を担当しており、母自身も保険料を納付しているし、妻も私の申立期間と重複する期間について保険料を納付し未納期間は無いので、私の保険料も間違いなく昭和44年9月から母及び妻が納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から昭和54年1月頃に弟と連番で払い出されており、申立期間に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた形跡は確認できず、ほかに申立期間に加入手続をしたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A町の被保険者名簿からも、申立期間の保険料を納付した形跡は確認できない上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点で、過年度納付及び特例納付によって、申立期間の保険料を納付することが可能であるものの、婚姻後に申立人の保険料を納付していたとする妻に過年度納付及び特例納付をした記憶は無く、同時に手帳記号番号の払出しを受けた申立人の弟も昭和53年3月まで未納であるなど、特例納付及び過年度納付を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母及び妻の保険料納付に関する記憶は曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から平成 2 年 8 月 1 日まで

申立期間は、A社（現在は、B社）において働いており、同社では、毎年 5,000 円から 1 万円程度昇給する約束であり、実際の給与支給額も上昇していたにもかかわらず、標準報酬月額の記録は、実際の報酬額に比べて低い金額になっている。

申立期間当時、控除されていた厚生年金保険料が少なかったため、標準報酬月額に係る事務手続が適切に行われていないと思い、事業主に報酬額に見合う標準報酬月額にしてくれるように頼んだところ、平成 2 年 8 月からは報酬額に見合う標準報酬月額にしてくれた。

申立期間についても、報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしいと申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、「A社では、毎年 5,000 円から 1 万円程度昇給する約束であり、実際の給与支給額も上昇していた。」と主張しているところ、B社の現在の事業主は、「申立期間当時の会社の経営状態から考えると、賃金のカットはあってもアップは考えられず、申立人の主張する賃金を支払っていたとは思えない。」と供述している。

また、申立人の主張どおりであれば、昭和 63 年頃の申立人の給与は 27 万円程度であったことになるが、申立人から提出された同年の手帳に記載されている金額は 15 万 2,000 円から 23 万 2,500 円までであり、申立人の主張する報酬月額よりも低額であることが確認できる。

さらに、供述を得られた複数の同僚は、いずれも申立期間当時の給与明細書等を所持していないが、そのうちの一人は、「申立期間当時、A社においては、経営状態が良くなかったことから、実際の報酬額よりも低い標準報酬月額を届け出ていると聞いたことがあるが、保険料は低く届け出た標準報酬月額に基づき控除されていたと思う。」と供述している上、申立人から提出された昭和 61 年 11 月、62 年 5 月、63 年 10 月、同年 11 月、平成 2 年 8 月及び 3 年 9 月の給与からの控除金額を記載したとするメモにおける厚生年金保険料控除額であると推認できる金額について、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と比較すると、63 年 10 月については、両者が一致しており、他の期間は全て、メモ上の金額がオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額よりも低額となっていることが確認できる。

これらを併せて判断すると、A社においては、実際の報酬額に基づく標準報酬月額よりも低額の同月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことがうかがえるものの、厚生年金保険料については、低く届け出た同月額に基づく保険料と同額あるいは低い金額を控除していたものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間当時の給与明細書を保管しておらず、B社も申立期間当時の賃金台帳等の関連書類を保管していないことから、申立期間における申立人の報酬額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない上、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月 5 日から 45 年 3 月 15 日まで
② 昭和 45 年 4 月 10 日から 46 年 2 月 25 日まで

私は、申立期間①はA社において、申立期間②はB社において、いずれも船の通信士、事務長、通訳などの業務を兼務して、給与額は、18万円程度であったと記憶している。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間①の標準報酬月額は3万円から8万円まで、申立期間②の標準報酬月額は9万8,000円となっており、申立期間当時の給与額よりも著しく低くなっている。特に、A社については、船員保険料の控除額を確認できる給与明細書等はないが、後に勤務したB社と同じ条件で勤務していたので、A社においてもB社の船員失業証明票における標準報酬日額3,304円から算出される標準報酬月額（9万8,000円相当）と同等の給与が支払われ、当該給与に基づく船員保険料が控除されていたと認めるべきだ。

申立期間①及び②の標準報酬月額の記録について、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる船員保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、A社は、昭和51年9月2日及び同年11月30日にそれぞれ船員保険及び厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、

事業主も既に死亡していることから、同社における申立期間当時の申立人に係る報酬月額や船員保険料控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間当時、A社において、船員保険の被保険者記録が確認でき、供述を得られた複数の同僚も申立期間当時の給与明細書等の関連資料を保管していないことから、申立期間当時の報酬月額及び船員保険料控除額を確認することができない上、当該同僚から報酬月額及び保険料控除額に関する具体的な供述を得ることができない。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額が遡及して減額訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社は、「申立期間当時の資料は残っていないため、申立人の給与額は確認できないが、申立人については、船員失業証明票において当社が証明している標準報酬日額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出て、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づき保険料を控除していたと思われる。」と回答しており、同証明票における標準報酬日額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

また、申立期間当時、B社において、船員保険の被保険者記録が確認でき、供述を得られた複数の同僚も申立期間当時の給与明細書等の関連資料を保管していないことから、申立期間当時の報酬月額及び船員保険料控除額を確認することができない。

さらに、B社に係る船員保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額が遡及して減額訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月 28 日から平成 4 年 3 月 1 日まで
A社において勤務していた申立期間について、標準報酬月額の記録は、実際にもらっていた報酬月額よりも、全て低く記録されているので、報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された、申立期間における申立人の報酬額及び厚生年金保険料控除額を一覧表にした書面及び申立期間のうち平成2年1月から3年12月までの期間の賃金台帳、並びに申立人から提出された給与明細書（2年10月、3年4月及び同年8月から同年11月まで）に記載された申立人の報酬月額を見ると、オンライン記録よりも低額の月がある一方で、申立人の主張どおり、同記録よりも高額のあることが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から平成元年 12 月までの期間、4 年 1 月及び同年 2 月については、申立人の給与から控除されている厚生年金保険料額は、全て、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致していることから、当該期間の標準報酬月額を訂正する必要は認められない。

また、A社から提出された申立人の賃金台帳により、申立期間のうち、平

成2年1月から同年12月までの期間に控除されている厚生年金保険料は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも低額であることが確認できる一方で、3年1月から同年12月までの期間に控除されている同保険料は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく同保険料よりも高額であることが確認できるところ、これについて、同社は、「平成2年1月に厚生年金保険料率が改定され、保険料率が高くなったが、同年の同保険料の控除に際して、誤って従来の低い保険料率に基づき算定した。このため2年分の本来控除すべき厚生年金保険料との差額（不足分）については、翌3年の保険料に加算して控除したものである。」と回答している。

これを踏まえて、平成2年1月から3年12月までの期間について、申立人の賃金台帳を見ると、当該期間に控除されている厚生年金保険料の総額とオンライン記録上の標準報酬月額に基づき本来控除すべき当該期間の同保険料の総額は、ほぼ一致している。

さらに、A社から提出された平成2年1月から3年12月までの期間に同社で継続して勤務していたとみられる同僚10人に係る賃金台帳を見ると、いずれも申立人と同様に、2年1月から同年12月までの期間については、本来の厚生年金保険料よりも低額の保険料が控除され、3年1月から同年12月までの期間については、本来の厚生年金保険料よりも高額の保険料が控除されているものの、2年1月から3年12月までの期間に控除されている厚生年金保険料の総額と当該期間におけるオンライン記録上の標準報酬月額に基づき本来控除すべき同保険料の総額は、ほぼ一致している。

以上のことから判断すると、平成3年1月から同年12月までの期間の厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額であるものの、当該期間において、2年1月から同年12月までの期間の同保険料控除額の不足分を加算して控除したものと考えられることから、3年1月から同年12月までの期間の標準報酬月額を訂正する必要は認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「平成2年に厚生年金保険料を誤って低く控除し、その不足分を3年の同保険料に加算して控除することは、通常の経理事務では考えられず、A社では、いわゆる二重帳簿等による不適切な事務処理が行われていたと考えられる。」と主張しているが、同社から提出された2年及び3年の賃金台帳と申立人から提出された給与明細書（2年10月、3年4月及び同年8月から同年11月まで）の内容は一致している上、同僚の供述からも申

立人の主張する事務処理が行われていたことはうかがえない。

香川厚生年金 事案 713

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 30 日まで
私は、昭和 17 年 12 月から、A社B工場に勤務していたが、20 年 4 月*日の空襲により焼け出されたため、翌日には切符を手配し、同年 4 月 16 日に、親戚のいるC県に疎開した。
今回、年金事務所への照会によって、初めて申立期間に係る脱退手当金を受け取った記録とされていることを知ったが、C県に疎開してからは、A社と連絡を取ったことも無いし、脱退手当金を受け取っていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に、脱退手当金が支給されたことを示す表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 20 年 11 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社で勤務していた昭和 45 年 7 月 1 日から 49 年 4 月 1 日までの加入記録が無い旨の回答をもらったが、納得できない。詳細な調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立期間頃、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社に勤務していた同僚は、「同社では、厚生年金保険の加入については、本人の希望により決めており、日雇労働者等加入しない者も複数いた。」と供述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立期間当時の被保険者数（2～11人）は、複数の同僚が覚えていた申立期間当時の従業員数（10～19人）と相当数相違していることから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B市への照会結果により、申立人は、申立期間を含む昭和 44 年 10 月 13 日から 59 年 7 月 31 日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、A社は、休業を理由として平成 10 年 9 月 30 日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の同社の事業主は既に死亡していることから、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いに関する関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録に不自然な点も見られない上、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月13日から同年9月1日まで
② 昭和50年6月18日から51年4月10日まで

私は、A社に昭和26年11月から53年10月までの期間、継続して勤務していたが、申立期間①及び②について、船員保険被保険者記録が欠落している。両申立期間ともに同社に在籍し、給与が支給されていたので、調査の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社船員部から提出された申立人に係る「乗組員カード」によると、申立人は、昭和26年11月2日から53年10月10日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された船員手帳には、申立期間①及び②における乗船記録は記載されておらず、A社船員部は、「申立人に係る『乗組員カード』において、申立人は、外国法人が所有するB国籍の労務提供船『C』号に昭和45年2月13日から同年6月11日までの期間乗船し、下船後の同年6月12日から同年8月31日までの期間の自宅待機を経て、同年9月1日に当社に復帰したが、再度、50年6月18日から51年4月9日までの期間は、同じくB国籍の労務提供船『D』号に乗船し、同年4月10日に当社に復帰した記録となっているところ、申立期間当時、外国法人が所有する船舶に派遣された船員は、派遣元である日本法人に復帰するまでは船員保険に加入できなかった。」と回答している上、申立人から提出されたB国が発行したと思われる船員手帳に類する資料には、申立人が申立期間②において、「D」号に乗船したことが記載されている。

このことについて、E運輸局船員労働環境・海技資格課は、「昭和51年4

月 1 日に『外国法人等に派遣される日本人船員の取扱いについて（員基第 121 号）』及び『外国法人等に派遣される日本人船員に対する船員保険の適用について（庁保険発第 7 号）』が発出されたことにより、同年 4 月 1 日以降、日本の船舶所有者に雇用される日本人船員が、外国法人等が所有する外国籍船に派遣された際にも、日本の船舶所有者に所属する予備船員であるとの認定を受けることにより、船員保険に加入することが可能となった。」と回答している。

また、A 社船員部は、「昭和 51 年 3 月 31 日以前は、外国籍の労務提供船に勤務することになった船員に対して、国民健康保険及び国民年金に加入するよう周知していた。このため、申立期間①及び②において、申立人を船員保険に加入させておらず、給与から船員保険料も控除していなかった。」と回答している上、申立人も、「船舶名は覚えていないが、確かに同社に在籍したまま、外国籍の船舶で二度勤務し、その間は会社から国民健康保険に切り替えるよう指示があったため、家族については、国民健康保険に加入させた記憶が有る。」としている。

さらに、申立人は、申立期間①及び②において乗船した船舶名を覚えていない上、前述の「乗組員カード」によって申立期間に乗船したとされる「C」号及び「D」号での同僚を覚えていないことから、申立期間における保険料控除について同僚から供述を得ることができない。

加えて、A 社船員部から提出された同社が保管している船員保険被保険者名簿に記載されている申立人の船員保険被保険者記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 716

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月頃から 58 年 9 月頃まで

私は、昭和 57 年 10 月頃、A社に正社員として入社し、贈答用のうどんを配送する仕事をしていた。

しかしながら、年金記録を確認したところ、A社で勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いので調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた申立人の前任者の供述から、期間の特定はできないものの、申立期間頃に申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間頃、A社で厚生年金保険の記録がある5人の同僚に照会したものの、申立人の入退社時期についての記憶がある同僚が見当たらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除に関する供述が得られない。

また、A社は、「申立人が在籍していたことが分かる資料及び保険料控除が確認できる資料は廃棄している。申立期間当時、従業員の厚生年金保険の加入手続については委託先の社会保険労務士事務所に任せていたので詳細については不明である。」と回答しているところ、当該社会保険労務士事務所は、「先代の担当者が亡くなっていることから当時の取扱いについては不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立人は申立期間を含む昭和 57 年 10 月 4 日から 60 年 11 月 1 日まで国民年金に加入し、58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間については申請免除を受けている記録が確認できる上、B市の記録

から申立期間を含む 57 年 10 月 4 日から 60 年 11 月 1 日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 1 日から 8 年 1 月 1 日まで

ねんきん定期便によると、申立期間は、A社B製錬所の課長補佐からC社の課長として異動した時期で、前職との給与の差額が補填されていたにもかかわらず、同社における標準報酬月額が低く記録されている。納得できないので、調査して当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C社において支給されていた給与は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であった。」と主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

C社から提出された申立期間に係る申立人の給与台帳について、同社の総務担当者は、「申立期間当時、給与に関する書類は複写で作成し、2枚のうち1枚は給与支払明細書として従業員本人に渡し、別の1枚は会社が給与台帳として保管している。」と回答していることから、当該給与台帳は給与支払明細書と同一のものと考えられるところ、同台帳によると、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、全ての期間において、オンライン記録の同報酬月額と一致している。

また、C社から提出された申立期間当時における申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」の写し、及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しによると、申立期間に

において、同社から社会保険事務所（当時）に届出されていた申立人の標準報酬月額が47万円であったことが確認できる上、同社が加入しているD健康保険組合が保管している申立人に係る「健康保険組合適用台帳」においても、同報酬月額は47万円と記載されていることが確認でき、オンライン記録上の同報酬月額と一致している。

さらに、申立人のC社に係るオンライン記録において、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年3月から56年頃まで
② 昭和56年頃から63年12月まで

申立期間①は、私はA社で勤務しており、最初は同社のB店で2～3年勤務し、その後、昭和56年頃までC店で勤務した。その間、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②は、申立期間①に係るA社を退職した直後から、D社が経営するEマーケットで販売や事務の仕事をしていた。その間、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された申立人の履歴書及び申立人が所持している同社の給料袋から、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が記憶している申立期間当時の経理担当者は、「申立期間当時、A社には社会保険に加入していないパート従業員が相当数存在しており、申立人もパート従業員であったことは間違いなく、パート従業員については、基本的に社会保険に入らないことを納得してもらった上で採用していたので、申立人本人も社会保険に入っていないことを承知していたはずである。」と供述している。

また、A社は、「申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関係書類は残っておらず、申立人の給与から同保険料を控除していたことについては分からない。」と回答しており、申立期間当時、同社

において厚生年金保険被保険者期間がある同僚からも、厚生年金保険料の控除に関する供述は得られなかった。

さらに、申立期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見られない。

申立期間②については、申立人が所持しているD社の給与明細書並びに申立期間当時の同社の経理担当者であった者及び申立期間当時の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が所持しているD社の給与明細書には、本給、諸手当及び控除項目の一覧が印刷されているが、その中に給与から厚生年金保険料が控除されていることをうかがわせる記載が無い。

また、申立人は、夫の勤務先に係る共済組合において、認定日は特定できないものの、昭和57年1月1日から61年3月31日まで、夫の被扶養者として認定を受けていたことが確認できる。

さらに、申立期間当時のD社の経理担当者は、「申立期間当時、同社には社会保険に加入していないパート従業員が相当数存在しており、申立人の給与明細書の記載内容と、申立人が申立期間に重複して共済組合において夫の被扶養者として認定されていることを踏まえて考えると、申立人も同社においてパート従業員として勤務していたものと考えられ、パート従業員であれば、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思われる。」と供述している上、申立期間当時の同僚は、「申立人が同社で勤務していた記憶はあるが、具体的な業務の内容については記憶しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述しており、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

加えて、D社は、平成13年7月24日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、既に解散していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び同社における厚生年金保険料の控除に関する関連資料を得ることはできない。

また、申立期間におけるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。